

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
守秘義務対象開示資料の追加要望等について

1 守秘義務対象開示資料の追加要望について

参加表明をする者から追加の守秘義務対象開示資料の要望を受け付け、開示可能な資料を参加資格があるとされた者（以下「通過者」という。）に開示します。

(1) 受付期間

平成 28 年 8 月 16 日(火)から 8 月 23 日(火) 午後 5 時まで

(2) 貸与予定日

平成 28 年 9 月 2 日(金) 以降

(3) 手続き

提出方法：参加表明をする応募企業又は代表企業のうち、追加の守秘義務対象開示資料を要望する者は、追加の守秘義務対象開示資料要望書【別紙 1】を作成し、1 (1)の受付期間中に、電子メールにより 4 (1)へ申請してください。

貸与方法：全ての通過者（コンソーシアムについては代表企業）に電子メールにて送付します。

なお、電子データで送付が困難な資料については、別途資料の開示方法を通知します。

第二次開示者への開示方法：応募企業又は代表企業から、第二次被開示者（構成企業、関連会社又は協力企業）に守秘義務対象開示資料を開示する場合は、様式集及び記載要領に定める方法に従い、第二次被開示者への資料開示通知書【様式 4-③】を提出してください。

(4) 留意事項

追加の守秘義務対象開示資料を要望する応募企業又は代表企業が、守秘義務対象開示資料貸与申込書【様式 4-①】及び守秘義務の遵守に関する誓約書【様式 4-②】を提出していない場合、様式集及び記載要領に定める方法に従い、【様式 4-①】及び【様式 4-②】を提出してください。既に提出している場合は、再度の提出は不要です。

追加の守秘義務対象開示資料の貸与を受けた者は、その使用を終えた時点で責任を持って破棄し、様式集及び記載要領に従って記入した破棄義務の遵守に関する報告書【様式 5】を守秘義務の遵守に関する誓約書の定めに従い、市に郵送等で提出してください。

なお、資料が現存しない等の理由により、要望に応じられない場合があります。

2 資料の閲覧について

通過者に対し、西遠浄化センター内で管理する完成図書や過去の工事資料等の資料を閲覧する機会を設けます。

(1) 閲覧可能期間

平成 28 年 9 月 2 日(金) から 11 月 30 日(水)

(土・日及び祝祭日を除く午前 10 時から午後 4 時まで)

(2) 閲覧予定資料

通過者（コンソーシアムについては代表企業）に閲覧予定資料一覧を送付します。

(3) 申し込み

資料の閲覧にあたっては、資料閲覧申請書【別紙 2】を最初に到来する閲覧希望日の 3 営業日前の午後 5 時までに、電子メールにて 4 (2) に申請し、市の承認を受けてください。

(4) 閲覧方法

資料閲覧実施日には、4 (2) にて申請書の原本及び閲覧者が所属する企業が分かる社員証等の証明書等の写しを添付してください。なお、2 回目以降の閲覧実施日において、既に当該写しを添付した閲覧者については、当該添付を省略することができます。

(5) 留意事項

- ・ 通過者は、複数回にわたり資料の閲覧を申請することができます。
- ・ 閲覧者は最大 5 名までとします。
- ・ 資料の閲覧にあたっては、市の指示に従ってください。
- ・ 指定された場所でのみ閲覧を許可することとし、資料の持ち出しは禁止します。
- ・ 資料の破損・汚損のないように注意してください。
- ・ 閲覧者は、閲覧者が所属する企業が分かる社員証等の証明書等について、常に、市の担当職員が確認できるよう携帯してください。
- ・ 閲覧資料の撮影は許可します。また、閲覧者が必要と判断する場合、小型複写機等（業務用複写機を除く）の持ち込みも許可します。その際、電源は提供いたしますが、用紙は参加者自らが準備してください。なお、西遠浄化センター内の複写機等の使用はできません。
- ・ 閲覧した資料は、提案書作成にあたっての検討にのみ用いることとし、他の用途には用いないでください。

3 汚泥サンプルの提供について

通過者に対し、西遠浄化センターの汚泥サンプルを次のとおり提供します。

(1) 提供可能期間

平成 28 年 9 月 2 日(金)から 11 月 30 日(水)

(土・日及び祝祭日を除く。時間は、13 時 30 分からとする。)

(2) 申し込み

汚泥サンプルの提供を希望する者（以下「依頼者」という。）は、汚泥サンプルの提供依頼書【別紙 3】を作成し、最初に到来する希望日の 3 営業日前の午後 5 時までに、電子メールにより 4 (2) へ申請し、市の承認を受けてください。

(3) 汚泥提供方法

当日、依頼者は 4 (2) へ依頼書の原本を提出してください。その後、市が採取場所まで案内し、市の指示に従い依頼者にて汚泥を採取することとします。

(4) 留意事項

- ・ 通過者は、複数回にわたり汚泥サンプルの提供を希望することができます。
- ・ 採取当日は、採取容器及びヘルメットを持参してください。
- ・ 採取した汚泥サンプルの運搬にあたっては、周辺環境に配慮し、飛散・流出を防止し臭気対策を行ってください。
- ・ 採取した汚泥サンプルは、提案書作成の検討にのみ用いることとし他の用途には用いないで

ください。

- ・ 使用後の汚泥サンプルは、関係法令に則り適正に処理してください。

4 連絡先

(1) 守秘義務対象開示資料の追加要望に関する窓口

浜松市 上下水道部 上下水道総務課 官民連携グループ

住所：〒430-0906 浜松市中区住吉五丁目13番1号

T E L : 053-474-7019 F A X : 053-474-0247

E-Mail : gesui-s@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(2) 資料の閲覧、汚泥サンプルの提供に関する窓口

浜松市 上下水道部 下水道施設課 施設保全グループ

住所：〒430-0834 浜松市南区松島町2552番地の1 西遠浄化センター管理棟2階

T E L : 053-425-0563 F A X : 053-425-8946

E-Mail : gesuisou@city.hamamatsu.shizuoka.jp